

訪問看護重要事項説明書

当事業所は御契約者に対して指定訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業所の概要

(1) 事業目的

心身の機能の維持回復を目指すとともに、可能な限り居宅においてその能力に応じ自立した生活を営む事ができるよう適切な訪問看護を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ① 御利用者の心身の機能の維持回復を目指すとともに、その状態の悪化防止のため生活上の目的を設定し、計画的に行うものとします。
- ② 自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- ③ 訪問看護の提供に当たっては、主治医との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行います。
- ④ 訪問看護の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、御利用者又はその家族に対し、生活上の必要な事項について、理解しやすいように助言又は説明を行います。
- ⑤ 訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行います。
- ⑥ 常に御利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境などの的確な把握に努め、御利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

(3) 事業所の種類

指定訪問看護事業所

(4) 事業所の名称・所在地及び電話番号

名称 正光会今治訪問看護ステーション

令和5年10月1日 事業所番号 0290026

所在地 〒799-1598

愛媛県今治市高市甲786番地13

TEL 0898-48-2551

(5) サービスを提供できる地域

今治市、西条市

但し、島嶼部に於いては訪問出来ない場合も有るため、希望者は事前に相談してください。

(6) 従業者の職員体制

管理者	常勤	1名		
看護職員	常勤	2.5名以上	非常勤	3名

(7) 職務内容

管理者 従業者の管理及び訪問看護の御利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。又、従業者に運営に関する基準を遵守させる為に必要な指揮命令、技術指導などサービス内容の管理を行います。

看護職員 訪問看護サービスの実施を行います。

(8) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から土曜日
但し、祝祭日、8月第1日曜日の翌日、12月29日から1月3日までを除きます。

営業時間 月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時00分
土曜日 午前8時30分～午後0時30分

連絡先 0898-48-2551

(9) 当事業所が提供するサービス

- ① サービスの提供にあたっては、御利用者の主治医の訪問看護指示書に伴い「訪問看護計画書」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
- ② サービスの内容や提供方法等の変更を希望される場合は、主治医に相談のうえ、「訪問看護計画書」の変更等の対応を行います。

(10) 利用者負担金

- ① 御利用者からいただく利用者負担金は、健康保険の法定利用料に基づいた範囲内とします。
- ② 健康保険外のサービスとなる場合には、全額自己負担になります。
*健康保険外のサービスとなる場合には、事業所からの説明の上で御利用者の同意を得ることとなります。
- ③ 利用者負担金のお支払方法は、御利用月の翌月15日までに請求書を発行致します。
*お支払方法につきましては、銀行口座引き落としまたは訪問時集金でお願い致します。
*銀行口座引き落とし希望の方は、別紙ご案内致します。

(1 1) 緊急時の対応

病状の急変やその他必要な場合は訪問し、必要に応じて速やかに主治医への連絡及び指示を受ける等の対応をします。

(1 2) 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他、虐待防止のために必要な措置
- ④ サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

(1 3) その他運営に関する重要事項

- ① 御利用者が訪問看護師の変更を希望される場合にはできる限り対応しますので後記の責任者までご相談下さい。
- ② 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- ③ 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

2. 事故発生時の対応

家族・関連機関への報告、対応を迅速に行います。

サービスの提供にあたって御利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には当社加入保険「賠償責任保険<訪問看護対応型>の規程」によりその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。わからない点は大小にかかわらず、担当看護師か責任者にお尋ね下さい。

3. サービス提供のキャンセル・苦情について

- (1) サービス提供のキャンセル・時間変更はサービス提供前日までに御連絡下さい。
- (2) サービス提供への苦情やサービス内容、曜日の変更、訪問の中止等につきましては、担当看護師か下記の責任者が窓口となり対応しますので御連絡下さい。

連絡先 責任者 : 酒井 秀樹

電話 : 0898-48-2551

(3) 当事業所以外にも市町、公的機関にて苦情申立等を行うことができます。

公的機関の連絡先 〒791-8550

愛媛県松山市高岡町101-1

愛媛県国民健康保険団体連合会

午前8時30分から午後5時00分

電話 089-968-8800 (代表)

FAX 089-968-3800

〒790-0066

愛媛県松山市宮田町188番地6

松山地方合同庁舎1階 四国厚生支局愛媛事務所

電話 089-986-3156

FAX 089-986-3162